

吸收分割に係る事前開示書面

(吸收分割会社:会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(吸收分割承継会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2025 年 1 月 20 日

京成電鉄株式会社

京成電鉄バスホールディングス株式会社

吸收分割に係る事前開示書面

2025年1月20日

(吸收分割会社)

千葉県市川市八幡三丁目3番1号

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 小林 敏也

(吸收分割承継会社)

千葉県市川市八幡三丁目3番1号

京成電鉄バスホールディングス株式会社

代表取締役社長 河合 義一

京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」といいます。）及び京成電鉄バスホールディングス株式会社（以下「バスHD」といいます。）は、京成電鉄を吸收分割会社とし、バスHDを吸收分割承継会社として、2024年12月20日付で吸收分割契約（以下「本件契約」といいます。）を締結し、2025年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、京成電鉄の東京都・千葉県下におけるグループバス会社経営管理事業及びグループバス事業資産賃貸事業に関して京成電鉄が有する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）をバスHDに承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条、並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本件分割は、京成電鉄においては会社法第784条第2項に定める簡易分割、バスHDにおいては会社法第796条第1項に定める略式分割に該当します。

記

1. 本件契約の内容（会社法第782条第1項及び同法第794条第1項）
別紙1のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び同規則第192条第1号）

本件分割に際しては、バスHDは京成電鉄に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭その他の財産の交付は行いません。バスHDは京成電鉄の完全子会社であることから、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び同規則第192条第3号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号イ及び同規則第192条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

京成電鉄は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は、京成電鉄の下記Webサイトよりご覧いただけます。<https://www.keisei.co.jp/keisei/ir/library/yoho.html>

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

①関東鉄道株式会社との株式交換

京成電鉄は、2024年4月26日付で関東鉄道株式会社との間で締結した株式交換契約に基づき、2024年9月1日を効力発生日として、京成電鉄を株式交換完全親会社、関東鉄道株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

②イオン株式会社との資本業務提携

京成電鉄は、2024年10月31日付でイオン株式会社と資本業務提携に係る契約を締結しました。同提携の一環として、イオン株式会社はその保有する自己株式3,954千株（総額約150億円）を第三者割当の方法（払込期日2024年12月27日）により京成電鉄に割り当て、京成電鉄は当該株式の総数を引き受けました。

③株式会社オリエンタルランド株式の自己株式立会外買付取引応募

京成電鉄は、株式会社オリエンタルランドが実施する自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに応募し、2024年11月27日付で応募した株式会社オリエンタルランド株式18,000,000株の全てが買い付けられました。

本件取引に伴い、京成電鉄は、2025年3月期第3四半期の個別決算において、関係会社株式売却益として603億円を特別利益に計上する見込みです。

④京成タクシーホールディングス株式会社との吸収分割

京成電鉄は、京成タクシーホールディングス株式会社（以下「タクシーハイウェイ」といいます。）との間で締結した2024年12月20日付吸収分割契約に基づき、2025年3月1日を効力発生日として、京成電鉄からタクシーハイウェイに、京成電鉄の東京都・千葉県下におけるグループタクシーカンパニー会社経営管理事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を行うことを決定いたしました。

⑤京成電鉄茨城ホールディングス株式会社との吸収分割

京成電鉄は、京成電鉄茨城ホールディングス株式会社（以下「茨城HD」といいます。）との間で締結した2024年12月20日付吸収分割契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、京成電鉄から茨城HDに、京成電鉄の茨城県下におけるグループ会社の経営管理事業及び茨城県下におけるグループ会社向け賃貸不動産の運営・管理事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を行うことを決定いたしました。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号及び同規則第192条第6号イ）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

バスHDは、2024年10月31日付臨時株主総会の決議に基づき普通株式1,900株を発行し、その発行する株式の総数を京成電鉄が引き受けた結果、2024年11月1日付でバスHDの資本金は100,000千円（95,000千円増加）となりました。

6. 本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び同規則第192条第7号）

(1) 吸収分割会社における債務の履行の見込み

本件分割の効力発生日後の京成電鉄の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本件分割の効力発生日以降において、京成電鉄が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件分

割の効力発生日以後における京成電鉄の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社における債務の履行の見込み

本件分割の効力発生日後のバスHDの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本件分割の効力発生日以降において、バスHDが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件分割の効力発生日以後におけるバスHDの債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第183条第7号及び同規則第192条第8号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以上

別紙1：吸収分割契約書

吸收分割契約書

分割会社 : 京成電鉄株式会社
承継会社 : 京成電鉄バスホールディングス株式会社



吸收分割契約書

京成電鉄株式会社（以下「分割会社」という。）及び京成電鉄バスホールディングス株式会社（以下「承継会社」という。）は、第1条に定める事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本会社分割」という。）について、次のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本会社分割の方法）

- 分割会社は、本契約の定めに従い、効力発生日（第4条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸收分割の方法により分割会社の東京都・千葉県下におけるグループバス会社経営管理事業及びグループバス事業資産賃貸事業（以下「本事業」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。
- 本会社分割は、分割会社を吸收合併存続会社、新京成電鉄株式会社（住所：千葉県鎌ヶ谷市くぬぎ山四丁目1番12号）を吸收合併消滅会社とし、2025年4月1日を効力発生日とする吸收合併（以下「本合併」といいます。）の効力発生を停止条件とする。

第2条（本会社分割の当事者の商号及び住所）

本会社分割における吸收分割会社及び吸收分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸收分割会社

商号：京成電鉄株式会社
住所：千葉県市川市八幡三丁目3番1号

(2) 吸收分割承継会社

商号：京成電鉄バスホールディングス株式会社
住所：千葉県市川市八幡三丁目3番1号

第3条（本会社分割により承継する権利義務等）

- 承継会社は、効力発生日に分割会社から本事業に関する別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。但し、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の承認・許認可等を要するものについては、当該承認・許認可等の取得を条件として、承継会社は、当該権利義務を本会社分割により移転承継する。なお、不法行為によって生じた債務その他の偶発債務又は隠れた債務については本事業に関連するか否かに関わらず承継されない。
- 前項の定めにより承継会社が分割会社から承継する債務は、全て免責的債務引受の方法による。

第4条（本会社分割の効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年4月1日とする。但し、分割会社及び承継会社は、本会社分割の手続進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第5条（本会社分割に際して交付する金銭等）

承継会社は、本会社分割に際して、分割会社に対して、金銭等の交付は行わない。

第6条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本会社分割により承継会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第7条（本契約の承認等）

- 分割会社は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本会社分割を行う。
- 承継会社は、会社法第796条第1項の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本会社分割を行う。

第8条（善管注意義務）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に分割会社及び承継会社が協議の上、これを行う。

第9条（本契約の解除等）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたときは、分割会社及び承継会社による協議の上、本会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める分割会社及び承継会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印の上、承継会社が保有する。

2024年12月20日

分割会社 : 千葉県市川市八幡三丁目3番1号

京成電鉄株式会社

代表取締役 小林敏也



承継会社 : 千葉県市川市八幡三丁目3番1号

京成電鉄バスホールディングス株式会社

代表取締役 河合義一



承継権利義務明細表

1. 資産及び債務

本事業に関する次の資産及び債務を承継する。

(1) 資産

① 有価証券

京成バス株式会社株式 80,000 株
 京成タウンバス株式会社株式 1,200 株
 京成トランジットバス株式会社株式 120,000 株
 東京ベイシティ交通株式会社株式 29,400 株
 松戸新京成バス株式会社株式 1,000 株
 船橋新京成バス株式会社株式 1,000 株
 ちばレインボーバス株式会社株式 1,800 株
 千葉海浜交通株式会社株式 30,000 株
 京成バスシステム株式会社株式 600 株
 千葉交通株式会社株式 1,200,000 株
 千葉中央バス株式会社株式 20,000 株
 千葉内陸バス株式会社株式 20,000 株
 成田空港交通株式会社株式 100,000 株
 ちばフローバス株式会社株式 1,600 株
 ちばシティバス株式会社株式 600 株
 ちばグリーンバス株式会社株式 1,200 株
 京成自動車整備株式会社株式 200,000 株

② 事業用資産

別表「賃貸事業用資産一覧表」に定める資産

(2) 債務

一切の債務を承継しない。

2. 雇用契約

本事業に従事する分割会社の従業員との間の雇用契約を承継しない。

3. 雇用契約以外の契約

該当なし。

4. 許認可等

効力発生日において本事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録及び届け出のうち法令上承継可能なものを承継する。

5. その他権利義務等

該当なし。

以上

別表
賃貸事業用資産一覧表

物件名	区分	所在地
牧の原休憩所・喫煙所	家屋	松戸市牧の原2-2
野菊野休憩所	家屋	松戸市野菊野8
新松戸七丁目休憩所	家屋	松戸市新松戸7-280
松戸駅乗車券発売所	家屋	松戸市松戸1239
梨香台休憩所	家屋	松戸市高塚新田512
馬橋休憩所	家屋	松戸市馬橋2515-1
五香駅東口待合室	家屋	松戸市金ヶ作408-92
船橋駅北口案内所	家屋	船橋市本町7-2
夏見台団地乗務員休憩所	家屋	船橋市夏見台1-686-1
金杉台休憩所	家屋	船橋市金杉台1-2-4
ニュータウン七次台休憩所	家屋	白井市七次台3-100
御滝公園転回場	家屋	船橋市金杉6-26-1
さつき台折返場	家屋	船橋市大穴北3-11
北習志野定期券発売所	家屋	船橋市習志野台3-1
三咲駅誘導員詰所	家屋	船橋市三咲2-2
三咲駅誘導員休憩所	家屋	船橋市三咲2-2
芝山休憩所	家屋	船橋市芝山3-12
前原公団東口折返便所	家屋	船橋市前原西6-387-9
津田沼構内誘導員詰所	家屋	習志野市津田沼1-11
津田沼歩道橋下誘導員詰所	家屋	習志野市津田沼1-11

その他 本事業に関するバス停留所上屋、電照式バス停留所、車両、機械装置、工具・器具・備品、無形固定資産、ソフトウェア等の資産のうち、以下を除くもの。

上表の家屋以外に設置された冷暖房装置	
松戸営業所	排水処理装置、地下燃料タンク、倉庫内補修、湯沸かし器、社員食堂用厨房機器
小金原操車場	給水申込金
鎌ヶ谷営業所	給油設備、事務室拡張、喫煙所、女子仮眠室、下水道受益者負担金、図面電子化
習志野営業所	電気機器・ガス機械、水道施設利用権



別紙2：吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸 借 対 照 表

(2023年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資 産 の 部</u>		<u>負 債 の 部</u>	
流 動 資 産	5,562,707	流 動 負 債	70,000
現 金 ・ 預 金	5,562,707	未 払 法 人 税 等	70,000
		<u>負 債 の 部 合 計</u>	70,000
		<u>純 資 産 の 部</u>	
		株 主 資 本	5,492,707
		資 本 金	5,000,000
		利 益 剰 余 金	492,707
		利 益 準 備 金	1,250,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 757,293
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 757,293
		<u>純 資 産 の 部 合 計</u>	5,492,707
<u>資 産 の 部 合 計</u>	5,562,707	<u>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</u>	5,562,707

昭和タクシー有限会社

損 益 計 算 書

2023年 1月 1日から

2023年12月31日まで

科 目	金 額	
	円	円
營 業 費 用		
一般管理費		
諸手数料	11,550	11,550
營 業 損 益		△ 11,550
經 常 損 益		△ 11,550
税引前当期純損益		△ 11,550
法人税・住民税及び事業税		70,000
当 期 純 損 益		△ 81,550

株主資本等変動計算書

(2023年1月1日～2023年12月31日まで)

(単位:円)

	株 主 資 本					純資産 合 計	
	資本金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計		
		利 準	別途積立金	その他利益剰余金			
前期末残高	5,000,000	1,250,000	0	△ 675,743	574,257	5,574,257	
当期変動額							
臨時配当に伴う 利益準備金積立					0		
別途積立金取崩					0		
臨時配当					0		
当期純利益金額				△ 81,550	△ 81,550	△ 81,550	
当期変動額合計		0	0	△ 81,550	△ 81,550	△ 81,550	
当期末残高	5,000,000	1,250,000	0	△ 757,293	492,707	5,492,707	

昭和タクシー有限会社

個別注記表

自 2023年 1月 1日
至 2023年12月31日

1. 重要な会計方針

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式数

普通株式 100株

事 業 報 告

(2023年1月1日から2023年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2008年度末に事業を廃止したため、当期における営業は行っておりません。

損益につきましては、役員変更の登記費用等の計上により、営業損失は11,550円となりました。法人税・住民税及び事業税では法人住民税70,000円の計上があったため、当期純損失は81,550円となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中において銀行等の借入はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第64期 (2020年12月期)	第65期 (2021年12月期)	第66期 (2022年12月期)	第67期 (当事業年度) (2023年12月期)
売上高(千円)	0	0	0	0
当期純利益(千円)	△80	△80	△80	△82
1株あたり 当期純利益(円)	△806	△806	△807	△816
総資産(千円)	5,805	5,724	5,644	5,563
純資産(千円)	5,735	5,654	5,574	5,493
1株あたり 純資産額(円)	57,355	56,549	55,742	54,927

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は京成電鉄株式会社で、同社は当社の株式100株(議決権比率100%)を保有しております。

(6) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

当社は現在、営業を行っていません。

(7) 使用人の状況(2023年12月31日現在)

使用人(名)	前期末比増減(名)	平均年齢	平均勤続年数
0	0	—	—

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100株
- (2) 発行済株式の総数 100株
- (3) 株主数 1名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
京成電鉄株式会社	100株	100%

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2023年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷田部 亮	㈱水戸京成百貨店代表取締役社長
取締役	中村 康伸	㈱水戸京成百貨店外商部部長
取締役	田中 遥	京成バスシステム㈱総務企画部長
監査役	杉森 英一	京成電鉄㈱経理部主計課長

- (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	0名	—
監査役	0名	—
合計	0名	—